

## 相談支援専門員の要件となる実務経験等について(参考)

※事業所指定に係る実務経験等については必ず各指定担当部局に確認してください。

○下記のうち、いずれかに該当する者

- ① Aの期間が3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上ある者
- ③ Dの期間が通算して10年以上ある者
- ④ B、C、Dの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者

業務の範囲	対象となる事業・施設等の従事者	経験年数 (通算)
<b>相談支援業務</b> ※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	<b>A</b> 平成18年10月1日において以下の①②に掲げる事業・施設等のいずれかで業務に従事していた者 ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ② 精神障害者地域生活支援センター	平成18年9月30日までの間に3年以上
	<b>B</b> 以下①から⑥に掲げる事業・施設等のいずれかの業務従事者 ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 その他これらに準ずる施設 ② 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、その他これらに準ずる施設 ③ 障害者支援施設(※1)、障害児入所施設、老人福祉施設(※2)、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設(※3)、介護医療院その他これに準ずる施設 ④ 病院もしくは診療所(社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、Eの国家資格を有する者、上記①②③に掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る。) ⑤ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ⑥ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務	5年以上
<b>介護等業務(直接支援)</b> ※入浴・排泄・食事等の介護、介護に関する指導の業務	<b>C</b> 1 障害者支援施設、障害児入所施設、介護老人保健施設(※3)、老人福祉施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る施設その他これに準ずる施設 2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(※4)その他これらに準ずる事業 3 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設 上記1～3に掲げる施設において、下記①～⑤の資格等を有した業務従事者 ① 社会福祉主事任用資格 ② 訪問介護員2級以上に相当する研修の修了 ③ 保育士 ④ 児童指導員任用資格者	5年以上
	<b>D</b> 上記①～⑤の資格に該当しない者で、1～3に掲げる施設の業務従事者	10年以上
<b>有資格者</b>	<b>E</b> B～Dの業務に従事し、以下に掲げる資格のいずれかを有する者  医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	B～Dの業務の従事期間が3年以上、かつ国家資格による業務の従事期間が5年以上

※1「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設及び旧法施設が該当する。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターが該当する。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいうことを行うことを目的とする施設として、介護保険法の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

○留意事項（厚生労働省資料等による補足）

1	<p>ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。</p> <p>(H18.6.23 事務連絡)</p>
2	<p>相談支援専門員の要件となる実務経験等について県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。</p> <p>⇒（答）お見込みのとおり。</p> <p>(H25.2.22 相談支援関係 Q&amp;A 問15)</p>
3	<p>公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容が勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。</p> <p>(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
4	<p>公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件を満たす場合に、Bの①に準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件としての実務経験を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。</li> <li>・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。</li> </ul> <p>(H23.10.26 事務連絡)</p>
5	<p>国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験でなく、5年以上の実務経験で良いことになる。</p> <p>(H18.6.23 Q&amp;A)</p>
6	<p>実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。</p> <p>(H18.11.2 Q&amp;A)</p>
7	<p>社会福祉主事任用資格者等の場合、資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。</p> <p>(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
8	<p>相談支援専門員の実務経験について、配置される時点で満たしておけばよく、研修受講時に満たしておく必要はない。(H18.11.2 Q&amp;A)</p>
9	<p>保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。</p> <p>⇒（答）お見込みのとおり。なお、保健所については、診療所に準じたものと考えのほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。</p> <p>(H25.2.22 相談支援関係 Q&amp;A 問16)</p>
10	<p>居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。</p> <p>⇒（答）居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。(H25.2.22 相談支援関係 Q&amp;A 問17)</p>